

令和 7 年度 八王子市立上柚木中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る。どの子も加害者にも、被害者にもなり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは「しない させない 許さない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる子どもに対して、人格成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。全教職員、保護者、警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の関係諸機関と連携をとり多角的に生徒が抱える問題の解決を図る。

2 早期発見に向けて

- いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域がアンテナを張り、全力で実態把握に努める。
- (1) 子どもの声に耳を傾け、行動を注視する。
 - (2) 保護者や地域と情報を共有し連携する。
 - (3) ふれあい月間を活用し、いじめをしない・させない心を育む。いじめ防止プログラムを実施、人権意識を高める。
 - (4) いじめ防止対策徹底のための教員用チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
 - (5) 学校いじめ防止基本方針に沿って、月 1 回（生徒全員に「心のアンケート」か「いじめに関するアンケート」）合わせて 12 回実施し適宜面談を行う。
 - (6) 入学時・各年度の開始時における児童・生徒、保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明する。「見守りシート」等を活用し、いじめの早期発見・早期対応に努める。

3 早期解消に向けて

- いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。
- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
 - (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
 - (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
 - (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
 - (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
 - (6) 周囲で傍観する生徒や一般生徒への指導と意識啓発に努める。
 - (7) 学校サポートチームを活用する。

4 未然防止に向けて

- 学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。
- (1) 子どもがいじめ問題を自分のことと考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
 - (2) いじめ防止に関する授業を道徳・学級活動と関連付けて年間 3 回以上実施する。
 - (3) 家庭、地域社会との協働体制を整え、生徒のボランティア活動の活性化を図る。
 - (4) 学校生活での悩みの解消を図るため、SC による（第 1 学年生徒の全員面談）等を活用する。
 - (5) SC の保護者対象の相談活動を活発化させ、家庭状況の把握と家庭教育力の向上を目指す。「心の教室」の有効活用を促し、いじめや学校不応適や自殺への未然防止対策の一役を担わせる。
 - (6) SNS によるネットトラブルの未然防止や正しいネット利用について学校の SNS ルールを作成する。外部講師を招いてのセーフティー教室を実施する。
 - (7) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
 - (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
 - (9) Q-U 調査を全学年で年 2 回実施し、個別の支援と理解に結びつける。

5 いじめ防止等の対策のための組織

「いじめ対策委員会」と「個別支援、校内委員会」を毎週水曜日に実施する。組織の構成は、校長、副校長、生活指導主任、ス

クールカウンセラー、主幹教諭（養護）、特別支援コーディネーター 2 名、特別支援専門員 1 名、あじさい教室主任、各学年主任 1 名。必ず、内容を逐語録として残す。

6 いじめ対策委員会の年間活動計画

	月	取 組 内 容	備 考	教育相談の実施
学 期	4	・ 学校間、学年間の情報交換及び引継ぎ ・ いじめ対策に関わる共通理解・情報交換 ・ 学級開き(人間関係作り、学級のルール作り) ・ いじめ防止対策に向けた取組説明及び啓発 ・心のアンケート実施	職員会議 いじめ対策委員会(週 1 回) 校内委員会(週 1 回) 学級活動 全校保護者会、生徒集会	
	1 5	・ いじめ対策に関わる共通理解・情報交換 ・ 新入生・SC との全員面談実施 ・心のアンケート実施 ・ 学校いじめ防止基本方針の点検・修正(チェックリスト、年間活動計画の作成) ・ 学校行事(体育祭)を通した人間関係づくり	いじめ対策委員会(週 1 回) 校内委員会(週 1 回) 地域関係機関との連携	
	6	・ いじめ対策に関わる共通理解・情報交換 ・ 新入生 SC との全員面接実施 ・ふれあい月間（アンケート実施） ・ 地域関係機関との連携	いじめ対策委員会(週 1 回) 校内委員会(週 1 回) 学級活動・学年活動 学校保護者会	
	7	・ いじめ対策に関わる共通理解・情報交換 ・ 学校評価アンケートの実施と活用 ・心のアンケート実施 ・ 保護者面談（三者面談）	いじめ対策委員会(週 1 回) 校内委員会(週 1 回)	
2 学 期	8	・ いじめや教育相談等に係る研修会への参加 ・ 1 学期の生徒指導の振り返り ・心のアンケート実施	夏期研修会等への参加 学年活動	
	9	・ いじめ対策に関わる共通理解・情報交換 ・ 校外学習、修学旅行を通した人間関係作り ・心のアンケート実施	いじめ対策委員会(週 1 回) 校内委員会(週 1 回) 学年活動	
	10	・ いじめ対策に関わる共通理解・情報交換	いじめ対策委員会(週 1 回)	

令和 7 年度 八王子市立上柚木中学校 いじめ防止基本方針

		・学校行事(合唱祭)を通した人間関係づくり ・心のアンケート実施	校内委員会(週 1 回) 学年活動
	11	・いじめ対策に関わる共通理解・情報交換 ・いじめ調査の実施と活用 ・ふれあい月間（アンケート実施）	いじめ対策委員会(週 1 回) 校内委員会(週 1 回)
	12	・いじめ対策に関わる共通理解・情報交換 ・学校評価アンケートの実施と活用 ・保護者面談（三者面談） ・心のアンケート実施	いじめ対策委員会(週 1 回) 校内委員会(週 1 回)
3 学 期	1	・いじめ対策に関わる共通理解・情報交換 ・移動教室を通した人間関係づくり ・心のアンケート実施	いじめ対策委員会(週 1 回) 校内委員会(週 1 回)
	2	・いじめ対策に関わる共通理解・情報交換 ・ふれあい月間（アンケート実施）	いじめ対策委員会(週 1 回) 校内委員会(週 1 回) 新入生保護者会
	3	・いじめ対策に関わる共通理解・情報交換 ・年間の活動振り返りと次年度年間計画見直し ・指導記録の整理、引継ぎ資料の作成 ・心のアンケート実施	いじめ対策委員会(週 1 回) 校内委員会(週 1 回)